内閣衆質一三九第一号

平成八年十二月十七日

内閣総理大臣

橋

本

龍

太

郎

議院議長 伊藤宗一郎殿

衆

衆議院議員枝野幸男君提出整備新幹線建設財源としての「JR納付金制度案」に関する質問に対し、 別紙

答弁書を送付する。

_

衆議院議員枝野幸男君提出整備新幹線建設財源としての 「JR納付金制度案」 に関する質問に

対する答弁書

一について

固 定資産税は、 固定資産自体の有する価値に応じて課税されるものであり、 課税の特例措置について

は、 当該固定資産の性格、 用途の公共性等によって決められるものであるから、 固定資産の所有者 から第

三者に資金を拠出させることを理由として、 当該所有者に対し固定資産税を軽減する特例措置を新たに講

じることは、固定資産税の性格になじまないものと考えられる。

二について

旅客鉄 道株式会社 の目的と拠出 金 の使途との間に合理的な関係があれば、 拠出金の拠出が当然に株主 \overline{O}

利益に反することになるものではないと考える。

また、 任意で行われる拠出金の拠出は、 旅客鉄道株式会社による自主・自立経営を妨げるものではな